

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【未校正】

会議の名称	令和5年第4回取手市議会定例会			
招集年月日	令和5年11月29日			
招集の場所	取手市議会議場			
開会及び閉会日時並びにその宣告者	開会	令和5年11月29日午前10時00分	議長	金澤克仁
	閉会	令和5年12月12日午後 時 分	議長	金澤克仁
会議録署名議員の氏名	16番	山野井 隆	17番	染谷和博

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和5年11月29日

1番	杉山尊宣	13番	石井めぐみ
2番	佐野太一	14番	金澤克仁
3番	須田光雄	15番	細谷典男
4番	海東一弘	16番	山野井隆
5番	根岸裕美子	17番	染谷和博
6番	久保田真澄	18番	佐藤隆治
7番	鈴木三男	19番	入江洋一
8番	関川翔	20番	結城繁
9番	小堤修	21番	齋藤久代
10番	岩澤信	22番	赤羽直一
11番	落合信太郎	23番	遠山智恵子
12番	関戸勇	24番	加増充子

令和5年第4回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和5年11月29日午前10時00分			議長	金澤克仁
	散会	令和5年11月29日午後 1時31分			議長	金澤克仁
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	議席 番号	氏 名	出欠 等の別
	1	杉山尊宣	○	13	石井めぐみ	○
	2	佐野太一	○	14	金澤克仁	○
	3	須田光雄	○	15	細谷典男	○
	4	海東一弘	○	16	山野井隆	○
	5	根岸裕美子	○	17	染谷和博	○
	6	久保田真澄	○	18	佐藤隆治	○
	7	鈴木三男	○	19	入江洋一	○
	8	関川翔	○	20	結城繁	○
	9	小堤修	○	21	齋藤久代	○
	10	岩澤信	○	22	赤羽直一	○
	11	落合信太郎	○	23	遠山智恵子	○
	12	関戸勇	○	24	加増充子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	吉田文彦		事務局次長	澤部慶	

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中 村	修
教 育	長	伊 藤	哲
総 務 部	長	鈴 木 文	江
政 策 推 進 部	長	齋 藤 嘉	彦
財 政 部	長	田 中 英	樹
福 祉 部	長	彦 坂	哲
健 康 増 進 部	長	渡 来 真	一
ま ち づ くり 振 興 部	長	野 口	昇
建 設 部	長	前 野	拓
都 市 整 備 部	長	浅 野 和	生
教 育 部	長	井 橋 貞	夫
総 務 部 次	長	斉 藤 理	昭
会 計 管 理 者		石 塚 幸	夫
市 民 協 働 課	長	海 老 原	充
管 財 課	長	木 村 太	一
保 健 セ ン タ ー	一 長	助 川 直	美
産 業 振 興 課	長	数 藤 弘	人
管 理 課	長	飯 竹 永	昌
道 路 建 設 課	長	榎 根 本 嗣	郎
保 健 給 食 課	長	大 野 篤	彦
指 導 課	長	丸 山 信	彦
子 ど も 青 少 年 課	長	長 塚 逸	人
火 葬 場 組 合 事 務 局 担 当 副 参 事		牧 野 孝	浩
管 理 課 副 参 事		山 田 哲	也

令和5年第4回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年11月29日（水）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 
- 日程第2 会期の決定
- 
- 日程第3 諸般の報告
- 
- 日程第4 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第55号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第56号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
議案第57号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議案第58号 市道路線の認定について
- 
- 日程第5 議案第59号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第8号）
- 
- 日程第6 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）  
議案第61号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第62号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第63号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第64号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 
- 日程第7 同意案第4号 取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について
- 
- 日程第8 請願第43号 保育士等の処遇改善に関する請願
- 
- 日程第9 市政に関する一般質問  
①染谷 和博 議員  
②海東 一弘 議員  
③須田 光雄 議員

## 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 
- 日程第2 会期の決定
- 
- 日程第3 諸般の報告
- 
- 日程第4 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第55号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第56号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
議案第57号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議案第58号 市道路線の認定について
- 
- 日程第5 議案第59号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第8号）
- 
- 日程第6 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）  
議案第61号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第62号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第63号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第64号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 
- 日程第7 同意案第4号 取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について
- 
- 日程第8 請願第43号 保育士等の処遇改善に関する請願
- 
- 日程第9 市政に関する一般質問  
①染谷 和博 議員  
②海東 一弘 議員  
③須田 光雄 議員

令和5年第4回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	11月29日	水	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（染谷・海東・須田議員）
2	11月30日	木	本会議	午前10時	一般質問（佐藤・鈴木・久保田・ 杉山・落合議員）
3	12月1日	金	本会議	午前10時	一般質問（石井・結城・佐野・ 加増議員）
4	12月2日	土	休会		
5	12月3日	日	休会		
6	12月4日	月	本会議	午前10時	一般質問（根岸・細谷・関戸・遠山・ 岩澤・赤羽・齋藤議員）
7	12月5日	火	本会議	午前10時	議案質疑・付託
			委員会	本会議散会后	デモテック戦略特別委員会
8	12月6日	水	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	12月7日	木	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	12月8日	金	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	12月9日	土	休会		
12	12月10日	日	休会		
13	12月11日	月	委員会	午前10時	議会運営委員会
14	12月12日	火	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開会及び開議

○議長（金澤克仁君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。よって、令和 5 年第 4 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明はオンラインにより事前実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（金澤克仁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会における会議録署名議員は会議規則第 88 条の規定により、議長において山野井 隆君及び染谷和博君を指名いたします。

### 日程第 2 会期の決定

○議長（金澤克仁君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から 12 月 12 日までの 14 日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 12 月 12 日までの 14 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、サイドブック스에登載したとおりであります。

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（金澤克仁君） 日程第 3、諸般の報告を行います。まず私から報告を行います。会派の解散の件を報告します。10 月 16 日付で無会派クラブから会派解散届が提出され、同日、議長は許可しました。

次に、委員会の構成について報告します。10 月 16 日付で細谷典男君から、議会運営委員の辞任届が提出されました。議長はこの辞任を許可し、新たに小堤 修君を議会運営委員に選任しました。また 10 月 16 日付で根岸裕美子さんから、一般会計決算・予算審査特別委員会の辞任届が提出されました。議長はこの辞任を許可し、新たに山野井 隆君を一般会計決算・予算審査特別委員に選任しました。さらに、10 月 16 日付で根岸裕美子さん

から、デモテック戦略特別委員会の辞任届が提出されました。議長はこの辞任を許可し、新たに入江洋一君をデモテック戦略特別委員に選任しました。変更後の会派及び委員の構成は、サイドブックに登載した会派名簿及び取手市議会組織図のとおりです。

次に、閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブックに登載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会について入江洋一君から、茨城県南水道企業団議会について根岸裕美子さんから、龍ヶ崎地方衛生組合議会について久保田真澄さんから、取手地方広域下水道組合議会について落合信太郎君から、利根川水系県南水防事務組合議会について赤羽直一君から、取手市外2市火葬場組合議会について染谷和博君から報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブックに登載したとおり、市長から御報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

- 日程第4 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について**  
**議案第55号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**  
**議案第56号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について**  
**議案第57号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について**  
**議案第58号 市道路線の認定について**

○議長（金澤克仁君） 日程第4、議案第54号から議案第58号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第54号から議案第58号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤克仁君） 賛成多数です。したがって、議案第54号から議案第58号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は12月5日に行います。

**日程第5 議案第59号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第8号）**

○議長（金澤克仁君） 日程第5、議案第59号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第59号について、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（金澤克仁君） 賛成多数です。したがって、議案第 59 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本案の本会議における質疑は通告制で行うこととなっております。本案に対しては質疑の通告がありませんでしたので、議案第 59 号に対する質疑はこれで打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 59 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤克仁君） 全員賛成です。したがって、議案第 59 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第 11 条にあり、賛成、反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成、反対との討論を行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論の方。——齋藤久代さん——賛成討論ですね、お二人とも。

齋藤久代さん。

〔21 番 齋藤久代君登壇〕

○21 番（齋藤久代君） 公明党、齋藤久代でございます。議案第 59 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）に賛成の立場で討論いたします。日本は今、コロナ禍で苦しかった 3 年間を乗り越え、経済状況は改善しつつありますが、ロシアによるウクライナ侵略等が輸入原材料費や原油・エネルギー価格の高騰を招き、さらに円安がそれに追い打ちをかけて物価高騰が続いております。最低賃金の値上げや、かつてない高水準の賃上げも物価高騰に追いついていない状況があります。11 月 2 日に閣議決定された、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高騰等に直面する低所得者世帯の支援を行うための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が地方に配分されることとなります。それを活用し、特に影響が大きい低所得者世帯に対し 1 世帯当たり 7 万円を給付する補正予算ですが、物価高騰の影響を和らげるために、いち早く国の支援を届ける取手市の姿勢を大いに評価し、賛成討論といたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔5 番 根岸裕美子君登壇〕

○5 番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。議案第 59 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、賛成討論させていただきます。11 月 2 日に閣議決定された、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援のための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が配分されました。しかしその内容は、今年度末ま

でに給付完了するというタイトなスケジュールにもかかわらず、国からは概略しか示されておられません。輸出企業は円安で史上最大の利益を上げている一方、一般庶民はあらゆる物の価格高騰で苦しい生活を強いられています。厳しい現状の中、低所得世帯に1世帯7万円の給付を実施することは根本的な支援政策とはならないんですけれども、重要な支援策の一つであると考えますので、賛成いたします。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なし——これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（金澤克仁君） 全員の入室を確認しました。

議案第59号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第8号）について、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第59号は可決されました。

- |      |        |                                  |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第6 | 議案第60号 | 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）            |
|      | 議案第61号 | 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号） |
|      | 議案第62号 | 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）    |
|      | 議案第63号 | 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）     |
|      | 議案第64号 | 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）        |

○議長（金澤克仁君） 日程第6、議案第60号から議案第64号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第60号から議案第64号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤克仁君） 賛成多数です。したがって、議案第60号から議案第64号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。

日程第7 同意案第4号 取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意  
について

○議長（金澤克仁君） 日程第7、同意案第4号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 同意案第4号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について、提案理由を御説明いたします。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するものであり、当市の固定資産評価審査委員会委員は3人の定数で行っております。3人のうち、飯塚敏夫氏が令和6年3月14日をもちまして任期満了となることから、新たに永井 匡氏を選任いたしたく、地方税法423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものであります。新たに選任する永井 匡氏は、御手元にお配りしました経歴書のとおり、人格、見識ともに優れた方であります。よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 御異議なしと認めます。したがって、同意案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、同意案第4号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第4号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について、永井匡氏の選任に同意することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（金澤克仁君） 採決を確定します。全員賛成です。したがって、同意案第4号は、永井 匡氏の選任に同意することに決定しました。

## 日程第 8 請願第 4 3 号 保育士等の処遇改善に関する請願

○議長（金澤克仁君） 日程第 8、請願第 43 号、保育士等の処遇改善に関する請願についてを議題といたします。請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

鈴木三男君。

〔7 番 鈴木三男君登壇〕

○7 番（鈴木三男君） 創和会の鈴木三男です。請願第 43 号、保育士等の処遇改善に関する請願について御説明をさせていただきます。まず、請願趣旨を読ませていただきます。

### ・請願趣旨

人口減少により労働力不足が深刻化している中、保育業界においても、子ども・子育て支援制度創設以来、加速度的に保育士不足が進んできています。特に取手市は東京・千葉にも近く十分通勤圏内に位置するため、好条件の隣接地域への人材流出が深刻な問題になっていて、保育士等の空白地域と言われていています。

各施設でも保育士等の人材確保のために、残業時間や持ち帰りの仕事削減のために ICT を導入して業務効率化を図ったり、保育者の業務負担軽減のために保育周辺業務を担当してもらう方を雇ったり、保育士の遠方からの受け入れに対応するために職員寮を整備するなど、様々な対策を立て職場の労働環境の改善に努めてきました。

しかしながら、依然として人材不足は改善されず、各施設の対策や工夫だけでは限界にきています。

この状況にさらに拍車をかけているのが、周辺自治体が独自で行っている保育従事者支援措置です。東京都、松戸市、柏市等では、自治体単独で処遇改善として月 4 万円を超える支給や家賃補助、奨学金返済支援等の様々なメニューを用意して保育士等を募集しています。

また、茨城県内でもつくば市が月 3 万円の処遇改善や家賃補助などを用意し、厳しい中でも順調に人材確保につなげています。

この様な周辺自治体の諸施策により取手市の人材が、つくば、千葉・東京に流れていき、取手市が空白地帯となっているのが現状です。

卑近な例では、取手市や連合会主催の合同就職説明会においても、数名の参加者しかおらず、スタートの時点で見向きもされていないことがよくわかります。また、取手市が行った保護者アンケートにおいても、保育士等が不足していることを心配する声もあがっています。

担当する保育士等が確保できないため、子どもの受け入れができない施設もあり、保護者が子どもを預けられないという状況もでてきています。

新市長の公約の「子どもを産み育てやすい街にします」の実現のためにも、保育の人材を確保し、十分な子どもの受け入れを実現し、安全に、質の高い保育を提供するために、市内認可保育施設に勤務する常勤保育士等の処遇改善等の支援措置を求めます。

### ・請願事項

- 1 取手市として、人材確保につながるよう保育士等に対し、処遇改善をお願いします。
- 2 国及び県に対して、さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書を提出してください。

以上、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。

令和 5 年 11 月 20 日

請願代表者

住所 取手市本郷 4-10-7

氏名 取手市私立幼稚園連合会

代表 宮本 裕次 ほか 461 人

取手市議会議長 殿

今、請願趣旨でも述べておりますように、取手市の保育士は深刻な状況です。質の高い保育の——保育士の確保、また現場が余裕を持って職場環境にするためにも、この請願を慎重に審議の上、御採択いただきますよう、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第 43 号については、請願文書表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

5 分間休憩します。

午前 10 時 23 分休憩

午前 10 時 25 分再開

○議長（金澤克仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第 9 市政に関する一般質問

○議長（金澤克仁君） 日程第 9、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣告して質問内容を深めてください。議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また一般質問は、市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

初めに、染谷和博君。

[17番 染谷和博君登壇]

○17番（染谷和博君） 皆様、おはようございます。「こんにちは」で始まると思ったら、予想外に早くて……

[笑う者あり]

○17番（染谷和博君） （続）こんな時間に登壇するとは思ってもおりませんでした。今期最後の一般質問になりますので、ぜひとも執行部の皆様、いい答弁をいただけると非常にありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず最初に、アウトィング禁止条例の制定についてです。性的指向や性自認を本人の同意なく暴露するアウトィングの禁止に関して、今年10月1日時点で、12都府県で26自治体が条例で明記し、3年間で5倍に増えました。アウトィングとは、ゲイやレズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーなどのいわゆるLGBTQについて、本人の了承を得ずに、それらの性的指向や性自認を他人に暴露することを言います。プライバシー侵害の重大な人権侵害や性差別などの一因となり、様々な場面で問題視されています。この問題でのリーディングケースともいえる一橋大学同性愛暴露訴訟でも、人格権ないしプライバシー権などを著しく侵害する許されない行為として、不法行為に該当することが明言されました。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（OK）が今年6月に成立しましたが、直接的にアウトィングの禁止を——禁止する条文は置かれておりません。ここで切替えをお願いします。

[17番 染谷和博君資料を示す]

○17番（染谷和博君） これ——こちらが条例がある自治体でございます。この中で一番最初に出来たのが国立市なんです、国立市は一橋大学があるということで、一番最初に制定されたのかと思っております。この中の東京都の中で杉並区がありますね。条例があるにも関わらず、杉並区の区長が、区議の性自認をSNSで本人の了承を得ずに発信したとって大変な問題になっております。条例があってもこういう状態のところがございますので、ぜひとも条例を制定していただきたいんですけども、取手市の取組をお伺ひいたします。

[17番 染谷和博君質問席に着席]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

[総務部長 鈴木文江君登壇]

○総務部長（鈴木文江君） 皆様、おはようございます。染谷議員の御質問に答弁いたします。先ほど議員のほうからお話があったとおり、令和5年6月に施行されました、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法につきましてですが、第3条、基本理念で、恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向、これら自己の属する性別についての認識に関

するその同一性の有無または程度に係る意識という考え、基本的な考え方が示されております。議員ご指摘のアウティングの禁止が同法に明記されていないとのことについてですが、この法律が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する施策の推進に向けて、基本理念などを定めた理念法であるためと理解をしております。しかしながら、アウティングは他者の性的指向、性自認等を本人の意思に反して暴露するという行為であり、それ自体がハラスメントに当たり、人格権やプライバシー権を侵害する重大な問題であるということを認識しております。

さて、取手市におけるLGBTなどの性的マイノリティーに対するアウティング禁止条例の制定についての御質問ですが、取手市では平成11年に施行された男女共同参画——失礼しました、平成11年に施行されました男女共同参画社会基本法を受けまして、平成17年に取手市男女共同参画推進条例を制定しております。この条例は男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、そのほかの男女の人権が尊重されるよう行われなければならないことなど、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めたものです。しかしながら施行から十数年を経て、性的マイノリティーの人権尊重意識の高まりといった新たな価値観や女性活躍推進法をはじめとした新たな社会制度に対応するため、「性別」、こちらを生物学的な性別及び社会的または文化的に形成された性別とし、「性別等」、こちらを性別、性自認、——性自認及び性的指向をいうと定義するなどの改正案について、令和4年3月議会におきまして、議員の皆様にご承認をいただき、令和4年4月1日から施行しているところです。また、このたびの議員ご指摘の人権擁護の取組という点におきましても、同条例第7条第1項で、「何人も、性別等を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない」、同じく第3項で、「何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントその他の性別等に係るハラスメントを行ってはならない」としております。以上のことから、性別等を理由としたハラスメント行為全般につきまして、現行の取手市男女共同参画推進条例において包括して禁止行為としておりますので、現時点では個別のハラスメントに対して新たに条例を設けることについては検討はしておりませんが、今後も茨城県や近隣自治体の状況などにつきましては注視していきたいと思っております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） ありがとうございます。なかなか、いつも条例の質問をさせていただきますと、大変つくるのを嫌がる傾向が取手市はあるというような気がいたしまして、なかなか——今、男女共同参画の中に包括的に含まれていると言っても、いや本当にそれが市民に浸透しているのかと言ったら、私はそういうことはないと思ひまして、やはりこういうときは新しい条例等をつくって市民の皆様にご訴えるということが大事なのかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

市民協働課長、海老原 充君。



○市民協働課長（海老原 充君） 市民協働課の海老原でございます。染谷議員の御質問にお答えさせていただきます。現在の取手市の条例におきましても、市のホームページ等を利用しまして市民の皆さんなどに周知活動をしておりますが、さらなる男女共同参画のイベント等行事を行う際に、そういった条例についても、今後も市民の皆さんにますます知れ渡るように周知活動をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） 大体そんな答弁かなと思ったんですけども。以前も、いじめ防止条例みたいのをつくったらどうだというときに、「いや、つくる必要はありません、大丈夫です」と言って、その結果悲しい事件がございました。そういうこともありますので、しっかり前向きに考えていただいて——と思うんですけども、考え、ないですかね。

○議長（金澤克仁君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。重ねての答弁になってはしまうんですが、今の取手市の条例の中でやはり包括的にその辺は盛り込んで推進していきたいと思っておりますので、個別に条例を制定——つくることにつきましては、引き続きしっかりと熟考しながら、男女共同参画審議会の委員の皆様の見解等も確認しながら検討していきたいなどは思っておりますが、今のところは、この条例の中で包括的に見ていきたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） それでは、周りが全部制定したときに乗り遅れてから最後になるということはないように。そこまで頑張っちゃったら、もう最後までつからない、そのぐらいの意気込みで大丈夫なんだよとやっていただきたいと思っております。

次に、学校での取組についてお伺いします。学校でアウティングが起こらないようにすることは重要な課題だと思っております。子ども同士の場合、アウティングだけでなく、カミングアウトの強要などのおそれもあります。LGBTの理解は進んでいるものの、LGBTであることを気軽にカミングアウトしたり、それを自然に受入れられる状況にはなっていないと思います。学校ではどのように取り組んでいるか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育長、伊藤 哲君。

〔教育長 伊藤 哲君登壇〕

○教育長（伊藤 哲君） 染谷議員の御質問に答弁をいたします。教育委員会といたしましては、これまでも差別を許さない心、多様性に対する理解、自他の人権の尊重などの態度をとり——育む取組を進めるとともに、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒へのきめ細やかな対応に資するよう努めているところでございます。昨年12月に改定されました生徒指導提要におきましても、性的マイノリティーに関する課題と対応が示され、偏見や差別に苦しむ児童生徒が生じないように取り組むことが重要とされるなど、学校教育の果たす役割は大きいと考えてございます。今後も人権が尊重された社会の実現に向けて、一人一人が正しい人権感覚を身につけることができるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。学校における具体的な取組につきましては、教育部長より答弁を



いたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 染谷議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。学校教育には自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な人々と共同で社会のつくり手となる児童生徒を育むことが求められております。LGBT等に関する教職員の研修等の充実でございますが、取手市としましては、まず、県人権教育室より発出されました性的マイノリティー理解促進に関する研修用の動画や指導の手引きを活用しまして、全小中学校で校内研修を進めております。今後も教職員で組織する取手市教育研究会人権教育研究部とも連携し、人権教育の充実を進めてまいります。

次に、児童生徒に対しましては、それぞれの個性を認め合うことができるよう、特別の教科、道徳や学級活動をはじめとして各教科の授業等において、他者との違い等を理解し、多様性について考えることを扱っております。また、県作成の性的マイノリティー理解促進に関する動画を活用し、中学生を中心に、小学校でも発達段階に応じて授業を行っております。現在、全国的にこのLGBT等、子どもたちの個性を個別に教職員に相談する事例が増えていると言われております。そうした児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、取手市では、全員担任制やチーム指導を実施しまして、複数の教員が様々な視点で児童生徒を見ることで、児童生徒の小さなサインを——サインや変化に気づけるよう取り組んでおるところでございます。LGBT等で悩みや不安を抱える児童生徒が在籍しているということを、どの学校にもあり得ることですので、教職員として児童生徒のよき理解者となるよう努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた組織的なチーム支援の構築、また個別の事案における本人や家庭状況などに応じた取組を進めていきたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） よく分かりました。続いて、よろしく願いいたします——これはこれで終わりたいと思います。

では、次に進みます。クーリングシェルターについてです。クーリングシェルターは、冷房が効いた部屋を開放し暑さをしのぎ、熱中症などの対策に役立てる施設で、各地で取組が進められています。政府は2024年春に施行する方針の改正気候変動適応法で、現在の熱中症警戒アラートに加え、さらに気温が上がって深刻な健康被害が予想される場合、一段上の熱中症特別警戒アラートを発表するとしています。特別警戒アラートが発表された場合には、自治体に対しては、公共施設だけではなく、ショッピングセンターなどの民間施設の冷房の効いた部屋をクーリングシェルターとして事前に指定し、開放することを求めています。世田谷区や墨田区、熊谷市では、熱中症対策として、高齢者などが外出した際、冷房が効いた場所で涼んで休憩を取れるよう、公共施設などを開放する取組や協力

を得た薬局や銭湯、接骨院など冷房が効いた施設の一部のスペースを開放しています。このうち一部の施設では、無料で飲料水を提供するなど様々な取組をしています。環境省によりますと、全国で既に125の自治体が取組を進めています。切替えをお願いいたします。

[17番 染谷和博君資料を示す]

○17番(染谷和博君) このようなクーリングシェルター、こういうポスターをお店に貼って、どうぞ気楽にお立ち寄りください、ちょっと涼んでいってくださいというようなことをアピールしております。取手市としての取組をお伺いいたします。

○議長(金澤克仁君) 答弁を求めます。

健康増進部長、渡来真一君。

[健康増進部長 渡来真一君登壇]

○健康増進部長(渡来真一君) それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。まず、貴重な御提案といたしますか、映像のほうも御覧——見せていただきましてありがとうございます。まず、熱中症対策を強化するためには、市民への声かけといった直接的な働きかけや対策が有効であり、地方公共団体をはじめ地域の取組が極めて重要です。気象庁によりますと、今年の6月から8月にかけての全国の平均気温は平年よりも1.76度高く、1898年の統計開始以降、最も暑い夏になりました。取手市においても例外ではなく、今年の6月から9月にかけての熱中症警戒アラートの発令回数は16回、熱中症による救急搬送者は63人、その中でも高齢者は34人という事態に見舞われております。市内の公共施設は、誰でも自由に入出入りすることができますが、大雨や台風といった天候の変化と比較しますと、小さいお子様連れの保護者の方や御高齢の方などは、近くに公共施設があったとしても、用事がないのに入ってよいのだろうか、と建物内への避難に躊躇する場面があるかと思えます。日陰やエアコンの効いた涼しい場所へ退避して、腰をかけたたり横になったり休憩ができて、水分や塩分の補給も可能なスペースを確保することは熱中症対策として有効だと思えます。市といたしましても、熱中症が懸念される時期には、御自身で熱中症の初期症状をできるだけ早く察知して行動すること、そしてその際には迷わずに公共施設を退避場所として活用していただくよう、庁内の各部署と連携を取りながら市民の皆様にお知らせをすることで、熱中症予防に関する意識づけに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

[健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席]

○議長(金澤克仁君) 染谷和博君。

○17番(染谷和博君) それでは次、お伺いしたいと思えます。公共施設のほかの民間の施設などについての指定は考えていないのか、お伺いします。

○議長(金澤克仁君) 健康増進部長、渡来真一君。

○健康増進部長(渡来真一君) お答えさせていただきます。市内には空調設備の整ったスーパーでありますとかコンビニエンスストア、ドラッグストア、こういった商業施設が多く点在しております。公共施設だけでなく、こういった民間施設を含めたクーリングシェルターとしての指定ということもございますけども、まずは指定をするというよりも、御自身で熱中症の症状を察知した場合には、できるだけ早く、公共施設だけではなく、こ

ういった商業施設にも一時的に避難していただくような呼びかけのほうを行っていきたいと考えております。これに当たりましては、庁内の関係する部署を通じて、商業事業者とも連携を取りながら進めてまいりたいと思います。あわせて、既にクーリングシェルターの指定を導入している自治体の紹介も議員のほうからございました。こういった事例のほうも参考にさせていただきながら、併せまして今後の国の動きというものも注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） ぜひともよろしくお願いします。それで最後に、取手市が行っている熱中症対策についてお伺いします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。熱中症の予防対策に関しましては、年齢に関係なく自分や身の回りの方の体調変化に関心を持っていただくこともとても大変重要と考えております。保健センターとしましては、熱中症予防に関しまして、広報とりでや、またホームページ等での熱中症予防に関する普及啓発であったり、また高齢者学級等の出前講座における健康教育など、また民生委員協議会などの様々な場面におきまして、熱中症予防のチラシを配布したりなどを実施しております。今後も、広く市民に対して熱中症予防に関する普及啓発に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） ありがとうございます。これから夏は、本当に今まで以上厳しくなると思いますので、ぜひとも対策のほうよろしくお願いします。それでは次にいきたいと思います。

フリーマーケットアプリの利用についてです。事業者が出品できるサービスを使った粗大ごみや備品の販売は、既に全国21自治体で導入されています。事業者が送料を含めた商品価格の1割を手数料として徴収し、残りが自治体の収益となっています。自治体には処理費用の削減のほか、市民の環境意識を啓発できる利点もあります。仙北市はフリーマーケットアプリ内に店舗を設け、賞味期限の近づいた災害備蓄用の非常食や施設統合などで不要になった物品の販売を始めました。売上げを新たな備蓄品の購入費に充て循環型社会の実現を目指しております。仙北市は、2018年、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）の達成に向け、意欲的な自治体として国のSDGs（エスディージーズ）未来都市に選ばれ、市民への啓発などに力を入れてきました。これまで、賞味期限が迫った非常食は、市内の自治防災組織や学校の災害訓練に提供するか廃棄してきました。今後は、収入——販売収入を備蓄品購入に充てることで、日常的に消費や補充を繰り返し、効果的に備蓄するローリングストックの官民共同型モデルにしたいとの考えです。取手市の取組をお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、染谷議員の御質問に答弁いたします。賞味期限の近づいた備蓄の非常食をフリーマーケット等のアプリ等で販売してはどうかという御質問だと思います。まず、取手市で備蓄している食料等についてですが、水やお湯をそそぐことが——そそぐことで米飯が出来上がるアルファ米及び長期保存が可能なペットボトル入りの飲料水、主にこの2点を備蓄しております。染谷議員が御提案していただきました備蓄品の販売について少し調べさせていただきました。官公庁のオークションサイトでも、広島県が賞味期限の迫った備蓄食糧等を出品していることが確認できました。販売の単位が食糧2,000食や飲料水は2万本という——2万本以上ということで、なかなか一般の個人が購入することは難しいかと感じた次第です。

次に、染谷議員から御紹介のありました——こちらについてはすり合わせの中で御紹介いただきましたが、仙北市の取組についても確認したところ、アルファ米4食セットを600円程度で販売しておりました。また、大手フリーマーケットアプリのメルカリを活用することで、一般の方にとっても購入しやすい環境が整えられていると感じた次第です。取手市における備蓄食糧等の活用の取組について、先ほど染谷議員のほうからも御紹介いただきましたが、賞味期限、こちらおおむね1年以内、こちらが近づいてきた備蓄品を防災備蓄品に関する周知や防災への意識啓発を目的に、希望された自主防災組織に配布しております。9月・10月・11月ぐらいいにかけては、各地域で自主防災会が主催する防災訓練等が行われるんですが、私も参加させていただいて、その状況を見せていただいております。私どものほうから提供させていただいたその備蓄品のほう、こちらを住民の皆様へ配布していただいたり、炊き出し訓練、こういうものをしていただいて、そこにアルファ米とかを置かせていただいて皆様に提供する、そういった訓練もしていただいております。また、そのほかにも社会福祉協議会で実施しているフードバンクの事業等にも寄附も行っているところです。現状としましては、食料について、配布可能数に対して自主防災組織からの配布希望数が上回っているほか、残数が出る飲料水につきましても、社会福祉協議会でのフードバンク等、有効に活用していただいている状況です。SDGs（エスディージーズ）の観点から見てもフードロス削減は重要な課題ですので、引き続き、自主防災組織や社会福祉協議会での活用の意向を確認し、結果として大幅に余らせてしまうような状況が発生する場合には、次の手段として販売についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） ほぼ、大体の部分は自主防災組織の訓練とか、そういうので配られてるとのことなんですが、現実的に今廃棄してる部分というのはあるんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） お答えをさせていただきます。アルファ米のほうは、全部提供——自主防災会組織のほうに提供させていただいております。水のほうなんですけども、水のほうが飲料水2リットル6本入りで500本ございます。また、県南水防組合のほうか

ら 200 本頂いておりまして、合計 700 本——ごめんなさい、700 箱——失礼しました、700 箱——市で持っているものが 500 箱、県南水防から頂いてるのが 200 箱ということで、700 箱あります。そのうち約 400 箱程度が自主防災会へ配布をしまして、残りの 250 箱を社会福祉協議会のほうに提供しています。残り 50 箱なんですけども、50 箱は念のために我々安全安心対策課のほうで備蓄をしているということでございます。社会福祉協議会のほうにも提供しているんですけども、その中で、あけぼのさんとか——ごめんなさい、つつじ園さんのほうで、非常に食糧——食品に——食糧品として使っていただいたり、飲料として提供していただいたりということで、非常に喜ばれているということもございます。また、自主防災会組織のほうも非常に大変喜んでいらっしゃって、先ほど答弁したとおり、防災訓練のときに有効的に活用していただいているということを聞いております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17 番（染谷和博君） 大体有効的に使っているということで、災害用備蓄なんですけども。その他いろいろ市に不用品とか出てくると思うんですが、その辺はフリマアプリなどを使った販売等はお考えではないのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、染谷議員の御質問にお答えいたします。庁内において不要になった物品を新たに利用いただける方に売却することにより、循環型社会の形成や廃棄物の減量、処分費用の削減、そしてリユースの推進を図ることを目的として、近隣では鎌倉市などが大手フリーマーケットアプリの利用を開始した自治体、そういったものが複数あるということについては把握している状況でございます。市では、使用している物品の処分につきましては、各所管課のほうで使用状況を判断しながら対応しているところでございますが、例えば、学校施設の統廃合等によりまして不用品が発生した際には、他の施設での再利用をこれまでも行っております。また今年度実施しています庁舎の LED 化工事の際にも、取り外した不用の蛍光管を、LED 化されていない他の公共施設での再利用を進めているところでございます。さらに今年度は、市として初めて官公庁オークションに参加し、老朽化に伴い使用しなくなった消防自動車等 3 台、それから塵かい車、いわゆるパッカー車と呼ばれているもの、この 1 台をこのオークションにより売却し、9 月及び今定例会の補正予算の歳入として計上し、歳入の確保に努めたところでございます。今後も官公庁オークションによる再活用を推進してまいりたいと考えておりますが、染谷議員ご提案のフリーマーケットアプリの利用につきましても、私もいろいろちょっと調べさせていただきましたが、多くのアプリがあるようでございます。引き続き、注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17 番（染谷和博君） ありがとうございます。ぜひともいろいろな方法を使いまして、

高く売れるものは高く売っていただきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。次に行かせていただきます。

次に、放課後子どもクラブでの昼食提供についてです。こども家庭庁は小学生の夏休みに伴う放課後児童クラブ、学童保育での昼食提供を推進しています。児童に対して弁当持参を求めており、共働きの親には毎日の負担はかなりあります。昼食の提供は自治体の判断に委ねられてきましたが、宅配弁当の活用といった事例を紹介し、全国の自治体に検討を促しております。切替えをお願いいたします。

〔17番 染谷和博君資料を示す〕

○17番（染谷和博君） これ全国の状況です。まずはお近くの茨城県の——です。2021年から学校給食センターで調理された給食を、町内全ての放課後児童クラブで長期休業期間中に提供しております。保護者の負担軽減と家庭から持参する弁当による食中毒防止のため、長期休業期間中に業務を停止している給食センターの有効活用をしております。1食当たり250円、食材費と水道光熱費、運搬費は市が負担するという形になっております。次です。これ港区です。2021年から学校給食センターで調理された給食を——ごめんなさい、その下でした。2023年度から夏期休業から——長期休業期間中の月曜から土曜日に利用可能な弁当配送業者を導入しました。長期休業期間中の昼食準備にかかる保護者の負担を軽減することが狙いです。区が事業者と一括して契約を行い弁当の配送費を負担するという事です。ですので、弁当代は実費、そして配送費を区が負担するという形になってます、こちらは。そして次に沖縄なんですけども、法人で一括契約して調理する取組ということで、一般社団法人沖縄県学童保育運営サポート協会は、2015年から土曜日及び長期期間——長期休業期間に子どもに手作りの食べ物を提供したいと、同組合が運営する放課後児童クラブでおやつと昼食の提供を開始しております。2021年から法人としてセントラルキッチンを整備し、運営する市内12の放課後児童クラブに対して、おやつと希望する子どもに昼食を提供しております。1食当たり350円とかなり安い金額でやっております。

こども家庭庁が学童保育がある1,633市町村に調査したところ、各事業所が長期休暇中に昼食を出しているかどうかを把握しているのは、995市町村です。これらの自治体に当たる学童保育1万3,097か所のうち、昼食を提供しているのは2.8%に当たる2,990か所にとどまっておりました。調査は5月1日時点です。こども家庭庁は6月下旬、自治体に対して、地域の実情に応じ食事の提供の検討を求める通知を出しております。先日保護者の皆さんとお話しする機会がありました。やはり夏休み中のお弁当の準備はかなり負担になっている。また、食中毒などを考えると、保冷剤で冷やしたお弁当を食べさせるのもかわいそうだ、ということです。夏休みの放課後子どもクラブで昼食を提供していただくと助かるとの御意見をいただきました。私もサラリーマン時代、営業マンしておりまして、妻が弁当を作ってくれたんですけど、夏場はやはり保冷剤でキンキンに冷えたお弁当を食べておりまして、さすがにそれは冷たいなと思いつつも妻が作ってくれたんでありがたく食べていたんですけども、そういう記憶があります。放課後子どもクラブでの昼食提供についての御意見を伺います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきます。夏休み等の長期休業中の放課後子どもクラブの昼食については、議員御紹介のように、現在、参加児童が弁当を持参しているといった状況にあります。放課後子どもクラブでの昼食の提供については、昨年度、令和4年度に実施しました放課後子どもクラブ利用者満足度調査の自由の記入欄に、長期休業期間中の昼食の提供について、利用者の保護者から数件、声は寄せられたところを把握しております。しかしながら、今年度に入りまして、やはり他自治体で昼食を提供しているといった情報もありまして、長期休業期間中の昼食提供について教育委員会内関係各課で協議を始めたところですので。それと同じ頃、先ほど染谷議員が御紹介ありましたとおり、県を通しまして国から、夏休みの親の弁当づくりの負担軽減のための昼食提供の推進について、地方の実情に応じた食事提供の検討を求める通知がございました。また、市内3クラブ——民間委託してる3クラブの事業者に対しまして、他自治体で昼食提供の状況に関する情報を求めたところがございます。さらに、保護者の正確なニーズを捉えるために、今年度、夏休み利用予定の保護者に対してアンケート調査を実施させていただきました。その結果、7割を超える保護者が、実費を負担しても昼食の提供を望んでいることが分かりました。これを受けまして教育委員会としましては、次年度の夏休みから昼食提供の実施に向けて、課題はありますけれども、何らかしらの方法、実施できるよう、今検討を進めているところでございます。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） 何らかの形での提供を考えているということで、7割というと大体何人ぐらいになるのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） 子ども青少年課、長塚です。染谷議員の御質問にお答えいたします。今年行いました給食のニーズのアンケート調査に関しましては、長期休業期間中——夏休みに、給食——利用——夏休みの利用者663名に対してアンケート調査を行った結果、回答数は456名となっております。

○17番（染谷和博君） 7割は何人か。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） ごめんなさい、希望する方が——336名の方が希望ということになっております。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） 336名、これ恐らくもっと増えると思うんですけども、336食を作るというのは結構大変な作業だと思うんですけども、これはどこか——今お考えなのはどこが1社に発注して、そこを中心にやっていただくような考え方でよろしいのでしょうか。



○議長（金澤克仁君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。現在、民間業務委託を行っている事業者に対して、他市において提携事業を行っているクラブで提供している昼食提供のデータ等を現在、情報収集しているところでありまして、そのほか他市の行いましたアンケート調査を見ますと、県内の11市町村で昼食提供を行っているクラブがあるということで、境町を——境町は給食を提供しておりますが、それ以外の市町村では昼食提供で弁当を——宅配弁当を活用しているということで情報収集を行っているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） お弁当というのが一番実現的だということなんですけども、今、境町のケースがございました。給食センターは、職員さん夏休みも出勤してると思うんですけども、給食センターの活用ということは考えられないのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） それでは、染谷議員の御質問にお答えいたします。放課後子どもクラブの利用者の夏休み等の昼食提供につきましては、今年度に入りまして、子ども青少年課より、夏休み期間中に給食を提供することができないかの相談を受けております。その相談を受けまして課内で協議し、自校式小学校と給食センターで夏休みの期間中に給食を調理して、放課後子どもクラブへ提供が可能かの調査を行ったところでございます。まず、給食を提供できる日数ですけれども、夏休み期間中に実施する施設の衛生保守点検や機器の修繕により給食を調理し提供できる日数が限られてきます。自校式と給食センター、ともに多くて約2週間程度ではないかと考えております。また、給食センターから各小学校へ給食を利用者に2週間提供したことを想定して試算しますと、食材の物価高騰分を含め、1食当たりの食材費は約400円程度になると考えております。また、現在給食の運搬をお願いしています業者と協議したところ、通常の給食センター小学校6校分と合わせて自校式——自校方式小学校8校に給食を提供するには、現行の運搬車両だけでは配送が間に合わないため、新たな車両を導入する必要があると想定しております。さらに、追加の車両は業者に新たに購入をお願いすることになりますので、運搬業者の負担になることも考えられております。このように、夏休み期間中に放課後子どもクラブを利用する子どもたちに給食を提供するには、夏休み期間中、給食を提供できる日数が限られること、1食当たりの食材費に委託料を加算した単価が見込まれ運搬業者の負担増大も想定されるため、実現が難しい旨を、子ども青少年課へお伝えしたところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） 今お聞きしますと、かなり難しいのかなということで、そんな中でもできる自治体もあるということなんで、これは今後、できるかどうかは別にして、もう少し検討していただきまして、最終的には給食センターが活用できるかどうかというのを調査していただきたいと思っております。取りあえず来年度から、何らかの形でお弁当を



提供していただけるということですので、ぜひともそれを進めていただきたいと思います。それでは、以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（金澤克仁君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

続いて、海東一弘君。

〔4番 海東一弘君登壇〕

○4番（海東一弘君） 創和会の海東でございます。よろしくお願い申し上げます。在任期間中最後の定例会になりまして、一般質問も最後になりました。議員の皆様、執行機関の皆様、また大変多くの皆様方よりこれまで温かい御指導などを賜りました。誠にありがとうございました。再びこちらの場で一般質問ができますよう、自分なりに頑張りたいと思っております。通告に従いまして質問させていただきます。

本市の小学生児童に向けられましたキャリア形成の構築と、自己実現への指導や支援についての内容でございます。将来を担っていく子どもたちの育成は、小学生の息子を持つ親の立場としましても、とても気にかかるところでございます。本市の小学生たちが自らの夢や目標をかなえられるように、自分らしい人生が送れるように、早い段階での様々な教育、指導や支援などが大切であると、私もそのように考えております。文部科学省より出されています新たな学習指導要領におけるキャリア教育の中にも、キャリア形成と自己実現の内容は示されております。子ども一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てることを目指すものがキャリア教育であり、このキャリア教育の本来の役割を明確にするためにも、小学校段階から特別活動の中にキャリア教育の視点を取り入れていくことが重要であるとされております。その中の具体的内容の一つに、中学校において、これまで学業と進路とされていた学級活動の内容を、一人一人のキャリア形成と自己実現と改められ、これを小学校にも設けられたとあります。小学生一人一人が将来に向けてどのようなキャリアを形成して、自分らしく生きる自己実現のためにはどのようにすればよいのか、その指導や支援などが重要と考えます。このキャリア教育につきましては、本市におきましても国等の方針に沿った取組などが進められているところと思っておりますけれども、特にお尋ねしたい内容が、本市小学校における児童へのキャリア形成と自己実現に向けられた指導・支援についてでございます。まずは本市のお考え、また、本市独自の方針などはあるのか、こちらにつきましてお尋ねします。よろしくお願い申し上げます。

〔4番 海東一弘君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育長、伊藤 哲君。

〔教育長 伊藤 哲君登壇〕

○教育長（伊藤 哲君） 海東議員の御質問に答弁申し上げます。キャリア教育についての御質問でございました。子どもたちが生きる未来は、人口減少、気候変動、テクノロジーの進展等により、社会の構造や情勢は劇的に変わり、さらに予測困難で非連続かつ多様性の時代となることが見込まれてございます。このような時代の中でも、子どもたち一人一人が社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自ら

の可能性を發揮し、多様な他者と協働しながらよりよい社会と幸福な人生を切り開き、未来のつくり手となることができるよう、児童の生きる力を育むことが大切であると考えてございます。そのために、キャリア教育は子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、子どもたちが自らの力で生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を身につけることを目指す重要な学びであり、より一層の充実を図ることが求められていると考えてございます。具体的には、この後、教育部長により答弁を申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 海東議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。小学生児童へのキャリア形成と自己実現につきましては、小学校学習指導要領の特別活動の中の学級活動に位置づけられております。また、特別活動を要としまして、学校の教育活動全体を通してキャリア教育の充実にも努めているところでございます。小学校では、特に進路の探索・選択にかかる基盤形成の時期としまして、希望や目標を持って生きる意欲や態度の形成、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解、主体的な学習態度の形成と学習図書館等の活用の3点を柱に、中学校・高等学校へのつながりを考慮しまして、学級活動や教科学習、行事等の時宜を用いて指導しているところでございます。学習指導要領に示されました内容を各学校ごとに計画的に指導しておりますが、各学校ごとに地域の人材や素材を用いたり、総合的な学習と関連させながら、地域や児童の実態に合わせて指導の工夫を行っているところでございます。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） ありがとうございます。キャリア教育について、また小学校学習指導要領につきまして御説明をいただきました。私は児童生徒、子どもたちのキャリア形成につきましては、大変重要な論点であると考えておりまして、今まさに本市の児童生徒たちが将来に向けまして自分の基礎・土台となるキャリア形成のために、勉学や運動などにいそしんでいると、そのように思っております。自分の人生でありますので、自分の頑張りを——頑張っていくかなくてはならないと考えますけれども、そこに大人の方であります指導や支援などが入ることによりまして、例えばですけれども、子どもたちの考え方の幅が広がったりですとか、最短距離で目標や夢がかなったり、また目指している職業に就くことができたりと、その児童生徒が自分らしい人生を送ることができるものと考えます。時間を巻き戻すことはできませんし、後戻りすることもできません。後悔のない自分らしい人生を送るためにも、小学校での早い段階でのキャリア形成に向けられました指導支援といたしますのは、非常に大切なプロセスと考えます。そのように思うところがありまして、本市のお考えなどにつきましてお尋ねしました。では、実際にはどのような取組などがなされているのか、通告2番目の現在の取組状況とキャリア・パスポートとの関係につきまして、こちら分けてお尋ねします。まず、現在の取組状況というのはどのようなものでしょうか。こちらの点につきまして、お尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 海東議員の御質問に答弁いたします。キャリア教育の具体的な活動内容を示しますと、小学校低学年では掃除や給食当番の仕事を題材に、自分たちの取組から課題を見つけ、そこから自分の役割や仕事の意義を考えたり、課題解決の方法を話し合ったりという活動を行い、働く意義について、この理解を図っています。高学年になると、自己実現に向け学ぶことの意義や、将来に役立つ学習の方法や工夫について話し合ったりしているところです。また、各学年で行っている校外学習において、例えば学校の周りの町探検を行うことにより、地域にはどのような施設や店舗があるか、こういったことを学んだり、スーパーマーケットの見学や工場見学では、どんな仕事があり、働いている人がどんな思いで働いているかなどの職業観を養う目的も果たしているところです。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 詳細な御説明いただきました。ありがとうございました。各学年層別で取組がなされているということで、大変充実した内容になっていることと思います。そこで、キャリア・パスポートにつきましてお尋ねします。このキャリア形成などを考えていった際によく目にしますのが、キャリア・パスポートというものであります。こちらは全国的に導入されているものだと思いますけれども、本市も活用がなされていると思います。キャリア・パスポートといえますのはどのようなものか、まずこちらの点につきまして、お尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） キャリア・パスポートについてということで、このキャリア・パスポートは、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげるものとして作成しております。小学校で作成したものは中学校、さらには高等学校へと引き継いでいきます。具体的な内容としましては、自分のよいところや、どんな自分になりたいかといったことを記入する自己紹介カード、遠足や運動会等の学校行事の前後に自分の目標を記入し、それに対し振り返りを行うシート、また、1学期終わり、また1年間の終わりに、学習面・生活面・家庭・地域等でどのくらいなりたい自分に近づけたかということ振り返るシートなどで構成されております。基本的な形式は市で統一していて、それに各校のオリジナルシートなどを取り入れたりして、カスタマイズして毎年記録を積み重ねています。それらをクリアブックに入れて、次の学年に引き継いでいくことになっております。そうすることで、自身の変容や成長を自己評価できるようになっているものです。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 分かりました。では、本市の実際の活用につきましてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 実際の活用ということなんですけれども、これは常に学校の

中に置いておりました、学期の終わりに家庭に持ち帰り、家庭でもしっかり見ていただいて、またそれを持って来て、学校で記入していくという積み重ねをやっているところです。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 分かりました。十分理解することができました。私はキャリア形成といいますと、先のこと——将来に向けた——将来を見据えたことしか頭になかったんですけれども、ただいまのお話の中で、振り返りというお話をいただきました。これまで自分はどういうことをやってきたのか、そこを考えながら将来に向けて考える、その材料になるのかなというところで、振り返りというのは非常に重要なものと今感じたところでございます。現在の取組、キャリア・パスポートにつきまして十分理解ができました。次の質問に移らせていただきます。

通告3番目の、学校間の指導、支援等の差、こちらにつきましてお尋ねします。国から出されている資料や関係機関等の資料などを見ますと、同一市内の学校間でも差が生じているという内容を目にします。こちらに関しましては、今回の質問内容以外でも、同じ市内の学校間におきましても差のようなものが生じていることが課題であるという内容を目にします。市内の公立の学校、小学校でいえば市内のどこの小学校で学んでもその差が出ないように、公平性は保たなければならないと考えます。今回のこの質問内容に関しまして、教育委員会のほうで把握などをされていますでしょうか。こちらにつきまして、お尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 海東議員の御質問にお答えさせていただきます。小学校のキャリア教育につきましては、各学校で年間指導計画というものを作成し、系統的・計画的に取り組んでいるところでございます。各小学校で地域の人材を呼んで一緒に活動したり、社会で活躍している卒業生や著名人を招聘して講演をしたりと、各学校において工夫した取組を行っております。また、そういったことを教育委員会にも報告いただいているところです。学校間の差ができるだけ生じないようにということを気をつけながら進めているところですが、各学校での優れた自主性の共有を図る取組を常に行っておりますので、そういった形でどの学校もキャリア教育の充実を図れるようにしていきたいと考えているところです。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 分かりました。常日頃より、大変お忙しい中、教員の先生方、また職員の皆様方の御努力・御尽力がありまして推進が図られていると、そのように思っております。ただ、国から、また関係機関等の資料を見ますと、どうしても差は生じてしまうという内容を目にします。今現在は十分な取組がなされているということではあるとは思いますが、このキャリア形成以外でも差が生じないような、そのような取組をお願いしたいと思っております。このキャリア形成の支援・指導というところでは、現在の指導力向上に向けられました取組というのは本市ではなされているのか、またお考えなどはあるのか、この辺りをお尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） キャリア教育分野の指導力の向上ということに、お答えさせていただきます。毎年年度当初に、先ほど出ましたキャリア・パスポートの意義・活用方法等について校内研修や学年での研修を実施し、キャリア・パスポートが児童生徒にとって、また教職員にとっても効果的なものとして活用できるようにしております。さらに取手市の教職員が各教科等に分かれて研究研修を行っております取手市教育研究会というものがあるのですが、その中にキャリア教育部会というものがありまして、そこにおいて夏休み等に研修を開き、各学校の自校の取組について報告し合い、その効果・課題について協議したり、今年度は自我を診断するエゴグラムという手法についての研修、それから対人関係を育むチャレンジ運動等の研修を行い、自己分析やコミュニケーション能力を向上させる指導力の向上に向けて共有したことで、指導力の向上を図ってまいりました。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 分かりました。十分理解することができました。日々大変なお仕事の中と思いますけれども、研修なども励まれているということで、大変ありがたいと思います。引き続きましてよろしく申し上げます。それでは、次の質問に移らせていただきます。

通告4番目の、保護者や児童の家族との関わりにつきまして、お尋ねします。保護者と学校との連携教育は、なくてはならないものと考えます。保護者からは、子どもの学校での様子はよく見えませんし、学校からも、その児童の家庭での様子はよく分からないところもあると思います。そこで、各家庭と学校とのやり取りを密に行いますと、その子ども——児童への指導や支援などがスムーズに行き届くものと思います。教育基本法では、子どもの教育の第一義的責任は父母その他の保護者とされています。同法の10条におきまして、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」、子どもの教育について、まず第一に誰に責任があるのか示されています。この2項におきまして、国や地方公共団体は、保護者に対しまして必要な施策を講ずるよう努めなければならないと、それぞれ努力規定ではありますけれども、望ましい形が示されているのだと思います。父母その他の保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するとありますと、まずは家庭のほうで子どもの教育を、完璧とまでは言わないにしても、ほとんどのことをしなければならない。この条文からは読み取れるのでありますけれども、やはりたくさんの情報などを持ちます学校や教育委員会のほうに保護者の方々は頼りたいと思うところではないかと、そのように考えております。また、学校や教育委員会のほうでも、各ご家庭に協力や連携などを求めるところもあるのではないかと思います。保護者の皆様との関わり、また協力や連携などどのようになされていますでしょうか。こちらにつきまして、お尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 海東議員の御質問に答弁いたします。保護者の関わり・協力体制はとても重要だと考えております。学校だけ、保護者だけでは、子どもたちの成長は

見守れないと思っております。先ほど出たキャリア・パスポートですが、これにおいて児童が振り返りなどを書き終えると、保護者がそれを見てコメントを記入することになっております。そうすることにおいて、我が子の成長について確かめ、称賛したり、今後に向けて助言をしたりすることができるようになっていくところです。また、学習での関わりとしましては、小学校2年生の生活科の学習では、自分発見という単元で、生まれてから現在までの自分について本にまとめる活動を行っております。そんな活動の中で、児童が保護者にインタビューをすることにより、今の自分があるのは、たくさんの方のつながりと助けがあったからだ気づけるような学習を行っているところです。また、総合的な学習で、仕事について身近な大人にインタビューをして、仕事に対する知識や理解を深めたりといった活動を行っている学校もあります。保護者には一番近くの人生の先輩として、子どもたちに体験談を話したり夢を語ったりしてもらうことで、児童が希望や目標を持って生きる意欲や態度を育成し社会参画意識を醸成して、働くことの意義について理解を深めていけるようにしていきたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 分かりました。ただいまも、キャリア・パスポートを介してというお話をいただきました。このキャリア・パスポートというのは非常な——将来に向けましてもまた振り返りにしましても、大変大切なツールになるんだなど、改めて感じたところがございます。しっかりとした連携などが図られているということで理解いたしました。引き続きまして、よろしく申し上げます。では、次の質問に移らせていただきます。

通告5番目の、進学先や志望校の見学と職場体験という内容につきまして、お尋ねします。まず、進学先や志望校の見学につきましてお尋ねします。小学校を卒業して自分が次に通う学校はどのような学校なのか、その学校でよいのか、人生の一つの分岐点を迎えると思います。自分の住んでいる学区の学校に行くのか、または市外の中高一貫教育の学校や私立の学校を受験して自分の志望校に行きたいのか、その学校はどういう学校なのか、ほかにどういう学校があるのか、ほかに進めるところはあるのかなど、百聞は一見にしかずといわれますように、自分の目で見て感じ取ることはとても大切だと思いますのと、納得して次に進めるものと考えます。児童たちの心の準備も整うものと思います。この学校見学につきましては、本市ではなされていますでしょうか。この点につきましてお尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 子どもたちの学校見学という御質問ですが、6年生になりますと中学校進学に向けて、小学生が中学校に出向いて中学校の授業や部活動を体験したり、逆に中学生が小学校に赴いて中学校生活について説明したりという機会を設けております。児童が安心して夢と期待を持って中学校に進学できるよう、より一層、小中学校の連携体制というものを整えていきたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 分かりました。では、職場体験につきましてお尋ねします。小学生ではまだ早いかもしれませんが、職場体験を通しまして、自分の夢や希望・目標

などをイメージしやすくなったりですとか、新たな気づきを得られるですとか、自分の将来を見据える際にとっても有意義ではないかと考えます。職場体験、またはこれに類する近しいプログラムなどがあるのかどうか、こちらの点につきましてお尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 小学生の職場体験ということの御質問ですが、小学生の場合は特定の職業を体験するというよりも、各教科を通して、社会にはどんな職業や仕事があるのかといった基礎的な知識を身につけ、日常の学校生活を通して働くことの意義について知り、見通しを持って生活していくということ、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を育てることを重視しております。小学校で培ったそのような知識や自己分析を行う力などを中学校でも生かし、発展して、中学校2年生で行う職場体験につなげていけるよう、小中学校の系統性を考えた活動を行っていきたいと考えているところです。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。国のほうでも職場体験の必要性とうたわれていますように、身をもって体験や経験をすることで、子どもたちの生活や意識の変容など期待されることが大いにしているように考えます。現在も御検討を一新たに御検討されているところとは思いますが、ぜひとも今後一層の展開をお願いしたいと思います。私は、例えば、ボランティア団体や地域などで行われている作業活動に参加することも、職場体験のような何か得られる一つの手段ではないかと考えております。より一層の御検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。では、最後の質問に移らせていただきます。

民間企業等の活用につきましてお尋ねします。職場体験などにつきましても、まさに一般民間企業などの関わりはなくてはならないものとは思いますが、そちらとは別にしまして、ふだんの授業や学習など、特に進学・進路相談の際に民間企業や専門的な機関の登用ということでの質問でございます。文部科学省からの進路指導の方策の中に民間の活用と示されていると思います。教育に関する研究などを手がける企業や機関等の積極的な活用を図りまして、教職員の皆様の負担軽減や専門的知識を補いつつ充実させるということで、進路指導のほうでは示されています。ただ私が目にしましたものは、国から出されている進路指導の方針内容でありまして、進路指導は中学校・高等学校に限定される教育活動だと思いますので、小学校での教育活動に向けられましての民間の活用などというものは示されていないかもしれませんが、しかしながら、先ほどより申し上げております小学校でも早い段階での対応がとても大切と考えておりまして、民間企業や専門的な関係機関、その他団体などとの連携・活用・登用は大変重要と考えます。この点につきまして、本市ではどのようにお考えになれるか、お尋ねいたします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 小学校における民間企業等の活用という御質問ですが、現在は校外学習や社会科見学等において、地域の企業の方にお話をいただいたり、工場や仕事場の様子を見せていただいておりますというふうなことで連携をしているところ

ろです。また現在、取手市の小中学校全体で環境教育に力を入れているところですが、その中で大学教授や三井物産等の専門家や企業の方に授業や学習のアドバイスをいただいております。これらはキャリア教育の一つである主体的な学習態度の形成、主に探求的な見方や考え方の形成にも大いに役立っているところです。そのほかにも、市内の前田建設さんや取手アートプロジェクト（TAP）等との連携を深めているところです。今後も専門家や民間企業の方、地域人材等を積極的に活用しながら、キャリア教育の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 海東一弘君。

○4番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。現在も各企業様と連携を十分図られているということで理解することができました。引き続きまして連携、それから企業様——民間企業様、それから専門機関、そちらのほうの登用というところもぜひお願いしたいと思います。引き続きまして、よろしく申し上げます。

これまでのお話から、現在も児童一人一人また保護者の皆様の将来を見据えた様々な取組などが本市も進められていると、そのように理解いたしました。本市は優しく、思いやりのある教育行政を展開されていると感じたところであります。ただいまの御答弁にもございますように、今後もさらに検討を進められることに期待いたします。引き続きまして、よろしく願いいたします。以上で、終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（金澤克仁君） 以上で、海東一弘君の質問を終わります。

13時まで休憩します。

午前 11 時 43 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（金澤克仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、須田光雄君。

〔3番 須田光雄君登壇〕

○3番（須田光雄君） 会派みらい、須田光雄です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私からは、市内の地域活性化や産業振興の育成について、一般質問させていただきます。ちょっと咳が出たりするものですから、マスクを着用して行わせていただきます。

○議長（金澤克仁君） 写真だけ撮ってもらったほうがいい。

○3番（須田光雄君） じゃあ写真だけ。

〔笑う者あり〕

○3番（須田光雄君） 市内では一年を通じて様々なイベントが催されており、大規模なものでは、とりで利根川大花火や八坂神社例大祭、とりで産業まつり等が挙げられますが、私の住む戸頭地域においては、戸頭夏祭りや戸頭神社例大祭などの行事・イベントが開催されており、地域住民のにぎわい・交流の場として親しまれております。地域の行事・イベントを実施する上では、地域商店会や自治会、地域住民の協力、理解が不可欠でありま



すが、運営するための事業資金は地域で集める会費や企業協賛だけでは補えず、市からの補助金に頼るところも大きいものと感じております。また、コロナ禍で数年間のイベント空白期間が生じたことにより、イベントを取り仕切る中心人物の高齢化や、運営に必要なノウハウを失ってしまったこと、物価高の影響により事業者からの支援が少なくなり、行事・イベントの再開が困難になっている地域も増えていると聞いているところです。そこで、まず一つ目の質問ですが、イベントや祭り等の伝統行事に対する支援をするに当たり、市内ではどのような祭りがあるのか、市では全て祭りの現状を把握しているのか、伺います。

〔3番 須田光雄君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 須田議員の御質問に答弁いたします。市内の祭りやイベントなどの開催状況の把握についてですが、商店会支援や観光協会の事務局を担当するまちづくり振興部といたしましては、観光協会主催のとりで利根川大花火やとりで利根川たこあげ大会などの季節行事をはじめ、商工会主催の産業まつり、藤代商工祭、子ども天国運営協議会主催の子ども天国、各地域の商店会や実行委員会が主催する夏祭りなど、様々な事業を支援しているところです。祭りやイベントは市内でも大小様々であり、主催者も、市はじめ商工会から地域自治会など多種多様であります。観光部局では地域の主立った祭りやイベントは把握しているものと認識しております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 答弁ありがとうございます。市として、市内イベントを大方把握しているということで理解はいたしました。それでは市は様々な事業に対し支援しているとのことですが、具体的にどのような支援を行っているのか、答弁願います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

産業振興課長、数藤弘人君。

○産業振興課長（数藤弘人君） 須田議員の御質問に答弁いたします。祭りやイベントに対する市の具体的な支援策についてでございますが、市や観光協会主催のイベントを除いて支援をしている主なイベントといたしまして、商工会主催の産業まつりや藤代商工祭、ソニックガーデン、市内各地域で行われる夏祭り、取手駅東西口で行われるイルミネーション事業などが挙げられます。市や観光協会では地域のにぎわいを創出し、活性化が図れる観光振興を目的とした祭りやイベント、地域商店会の活性化や商業の振興育成が図れるような事業に対し、補助金の交付や人的支援、広報周知に関する協力などを行っているところです。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 御答弁ありがとうございます。基本的な支援はこれ全てほぼほぼ補助金になると思うんですけども、それではこの補助金の額については、イベントに応

じて違いがあるのでしょうか、ご答弁願います。

○議長（金澤克仁君） 産業振興課長、数藤弘人君。

○産業振興課長（数藤弘人君） 御質問に御答弁いたします。各種イベントの補助額についてでございますが、一律ではなく、イベントの事業規模に応じて補助金の額に違いがある状況でございますが、とりで産業まつりなどの大規模なイベントに関しましては200万円、中規模なイベントにおきましては50万円から100万円、その他の商店街活性化に関する地域イベントなどについては、10万円から20万円の補助金を交付しているような状況でございます。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） ありがとうございます。補助の概要については分かりました。繰り返すにはなるんですけども、地域の行事・イベント等を実施するに当たって、自主財源、企業協賛だけで運営することがやはり難しい、市の補助金に頼らなくてはならないというイベントは数多くあるものと懸念しております。市には引き続き、やはり地域の活性化の維持・継続するためにも、各団体等、手厚い支援をしていただくようお願いをして次の質問に移ります。

続いて――前の質問に関連するものなんですけれども、祭りなどの取手市の伝統文化・行事の承継について質問いたします。最近では、中堅世代や若者が地域を盛り上げようとイベントなどを企画し、実行しているところもあると聞いています。私の地元の戸頭でも頑張っている方々がいるんですけども、先ほどの質問にも触れたように、安定して毎年行うには協賛だけでは不安定であり、次世代につなぐ担い手も少なくなっているという意見も多くいただいております。そのような地域の活性化を目的とする活動や行事の承継に関する支援などは、市としてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（金澤克仁君） 産業振興課長、数藤弘人君。

○産業振興課長（数藤弘人君） 御質問に御答弁いたします。地域の活性化につながる地域行事の承継についてでございますが、各地域において少子高齢化が進むにつれ、若者たちの伝統行事や伝統芸能に対する関心の低下が危惧される地域もあると聞いてございます。また先ほど須田議員もおっしゃっていたように、コロナ禍において数年間の空白期間が生じたことに伴いまして、そういった影響も大きく受けていると聞いております。その一方で、市においても地域に根差した地元商店会などの若手経営者が地域の伝統行事や産業の継承、時代のニーズを探りながら新たなイベントの創出に努力されている、明るい取組も聞いているところでございます。各地域行事や伝統芸能の継承などに関しましては、行政主導というよりは、それに関わる地域の皆様や各種関係団体・関係者の手によって作り上げられることが望ましいものと考えておりますが、市といたしましても、地域行事の継承について全国の優良事例の研究を進めるとともに、引き続き市内の各商店会などが主催する事業・取組に対して支援を行い、地域活性化の一助になるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 答弁ありがとうございます。地域の伝統行事や事業の承継につい

ても、市には引き続きお願いしたいところではございますが、若手経営者たちとかそういう者——人達だけじゃなくて、そういう事業者じゃなく、普通のサラリーマンの人たちが集まって一生懸命継承していこうというようなイベント等もやはり戸頭でもございますので、そういうところもしっかり見て、手厚い支援のほうを考えていただければと思いますようお願い申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

次に、やすらぎ苑の運営・利用状況について、お伺いいたします。私も火葬業務を営んでおり、やすらぎ苑を含め近隣の火葬施設や火葬状況等についても、いろいろと勉強しているところではございますが、少し前に川向こうの火葬場となる千葉県ウイングホール柏斎場では、火葬の予約が取りづらく、10日から14日待ちの時期もあったと新聞記事にも載っておりました。ウイングホール柏斎場は、柏市・流山市・我孫子市の3市で運営しており、やすらぎ苑と同じ運営形態の斎場でございます。構成人口で調べますと、ウイングホールを運営する3市の人口は、やすらぎ苑を運営する3市の人口より多いため火葬件数が多くなるのかと思いますが、高齢化率でいえば、取手市は令和5年の7月1日の時点で35.3%——これ茨城のホームページに載っております。全国平均29.1%を上回っておりますし、また、これから寒い季節に入ってきますので、やすらぎ苑でも火葬需要が増加すればそのようなことが起こるのかなと心配になりました。そこでお伺いしたいんですけれども、現在のやすらぎ苑の火葬件数と利用状況について、お聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 須田議員の御質問に答弁いたします。やすらぎ苑の火葬件数につきましては、供用開始の令和4年度は871件でありましたが、それ以降緩やかに増加しており……

〔「平成」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） （続）平成27年度に年間2,000件を超える火葬件数となって以降、毎年2,000件を超える火葬件数となっております。——すみません、先ほど令和4年と言ったんですけど、平成4年度は871件でありました。特にここ数年、令和2年度2,185件、令和3年度は2,375件、令和4年度が2,573件と、毎年200件近い数値が増加している状況です。火葬場の利用予約につきましては、令和3年度から火葬予約システムを導入し、パソコンやスマートフォンから24時間365日の予約を可能とし、利用者の利便性を図り、空き状況を分かるようにしております。議員ご心配の予約状況につきましては、四、五日先まで火葬予約が入っているときもありますが、常に予約がいっぱいという状況ではなく、空いている時間がありますので、今のところ、やすらぎ苑におきましては7日から10日先まで予約が取れないといった状況ではありません。休園日となる前後は混み合ったりもするときはありますが、御利用される方の御希望に沿えない場合もあり、予約日が先になってしまうことがございますが、それでも10日先まで予約が取れないという状況ではない状況です。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 火葬件数につきましては、火葬需要の増加に伴い年々増加傾向に

あることや、利用状況についても常に予約がいっぱいで10日待ってしまうというようなことがないということも、今答弁いただきまして安心はいたしました。答弁にありましたように、やすらぎ苑も平成4年の供用開始以来、31年も経過しているところがございますし、施設の設備もそれなりに傷んできていると思います。火葬件数が増えたことにより、施設や設備等に対する影響等というのはあるのでしょうか。取手市としては対応をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

火葬場組合事務局担当副参事、牧野孝浩君。

○火葬場組合事務局担当副参事（牧野孝浩君） 須田議員の御質問に答弁いたします。やすらぎ苑も平成4年の供用開始から31年が経過しており、施設や設備等においては経年劣化による老朽化で不具合箇所が多々見受けられるところではありますが、その都度修繕を実施し対応している状況でございます。火葬場の要となります火葬設備においては、例年、保守点検を実施して、火葬設備が停止しないように努め、また報告を受けた不具合箇所を含め、計画的な改修工事を毎年実施して運営しております。御質問のありました、火葬件数が増加することによる火葬炉への影響についてですが、やすらぎ苑には全部で5炉の火葬炉があり、それぞれの火葬炉にかかる負担を極力減らすため、一つの火葬炉が連続運転とならないように冷却時間を設けながら火葬に当たっています。メンテナンス業者からも、火葬炉の耐用年数的にはまだ使用できるとの確認を取っております。しかし、それでも30年を経過している設備でありますので、計画的に火葬炉の入替えや改修を伴う、やすらぎ苑の第2期の検討段階に来ていると考えております。取手市外2市火葬場組合の構成市内におきましても、今後の火葬件数を見据えた火葬設備改修計画の協議・検討を始めているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 保守点検や改修工事、毎年実施しているということで安全安心に使用できるということは分かりましたが、それでも火葬件数の増加というのが——に伴い、火葬炉へかかる負担というのがかなり大きくなってきている、少なからず火葬炉への影響が出てくるとは思います。どんどん老朽化もしていますし、老朽化している中で火葬件数がどんどん毎年増えているというところで、今後の利用状況を本当に見据えて、いろいろ検討のほうお願いして、この質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、ふれあい道路（戸頭地区）の整備について、お伺いいたします。これまでの補修実績、これまでに市民から受けた補修要望、例えば穴ぼこ、ひび、わだちだったりに対して、補修の実績の件数などをお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。

〔建設部長 前野 拓君登壇〕

○建設部長（前野 拓君） それでは、須田議員の御質問にお答えいたします。御質問のありました常総ふれあい道路、こちらにつきましては取手市・守谷市・つくばみらい市の3市をまたぐ広域的な幹線道路として昭和62年に開通し、開通後35年以上が経過いたし

ました。現在、経年劣化による舗装の損傷が激しい区間もございます。特に戸頭地区につきましては、交差点や信号機の間隔が短く、自動車の停止と発進が繰り返し行われている区間、そういったところから舗装の傷みが激しく、穴が空いたり、ひび割れやわだち、これらのものが発生しておりまして、こちら不具合箇所を通過する車両の発する振動や騒音に対する改善を求める声が、沿線にお住まいの方などから市に寄せられております。これらの寄せられた要望を受けまして、毎年、不具合箇所の補修を行っているという状況です。ただいま御質問いただいた戸頭地区におけるふれあい道路の補修実績ですけれども、直近5年間の補修の件数ですけれども、20件補修を行っております。以上です。

〔建設部長 前野 拓君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 20件、お伺いいたしました。それでは、この部分的な補修実績のほか、面的な舗装の打ち替えなど実施したという事例というのはいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

管理課長、飯竹永昌君。

○管理課長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。戸頭地区内のふれあい道路につきまして、冒頭、部長から答弁させていただきましたとおり、部分的な修繕を行っているところですが、これまで面的な舗装の打ち替えも実施した経緯がございます。具体的には、平成20年に約1キロ弱の区間において舗装の打ち替えを面的に実施しております。また平成25年度につきましては、別の区間になりますが戸頭地区内で約500メートルほど、路盤部からの舗装の打ち替えを行っております。しかしながら、やはり戸頭地区内、前回打ち替えから10年以上が経過しておりまして、舗装面の損傷が進行して、わだちやクラックが発生している状況になっております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 承知いたしました。こちら、道路舗装状況の調査の結果についてお伺いしたいんですけれども、令和3年度に実施した道路舗装状況の調査、こちらの内容についてお聞かせいただけますか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

管理課副参事、山田哲也君。

○管理課副参事（山田哲也君） 須田議員の御質問に答弁いたします。令和3年実施いたしました道路舗装状況調査について御説明させていただきます。戸頭一丁目宮ノ前ふれあい公園入り口付近から、新大利根橋北交差点までの上下線約1.3キロメートルの区間において、1車線当たり40メートル間隔の観測点を設け、舗装面に衝撃荷重を与え、そのとき発生する路面のたわみ量の測定を行う舗装構造調査などを行いました。調査の結果ですが、アスファルト舗装の破損状況から、打ち替えだけでなく、舗装路面下の路盤部分からの検討が必要であるという調査結果がございました。また舗装面のクラックが対象面積の40%以上であり、既に舗装の打ち替えを行う時期であることも確認しております。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） そのたわみだとか、そういうのがかなり出てきてるとというのが、

これではっきり分かったというところだと思うんですけども、そして今年度の設計委託でのこの検討内容というのは今どのようにされてるのか、お伺いします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

道路建設課長、榎根本嗣郎君。

○道路建設課長（榎根本嗣郎君） お答えいたします。本年度の業務といたしましては、路線測量業務、詳細設計業務を行っており、路線測量業務に関しましては完了しております。なお、路線業務測量の中で戸頭地区での交通量調査を行っております。御質問の今年度の詳細設計委託での検討内容についてでございますが、さきに答弁がありました、道路舗装状況調査の結果を基に、現在、道路工事に必要な施工計画、構造計算、縦横断設計等を設計コンサル担当により作業が進められております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） では、その交通量調査の結果というのをお聞かせ願えますか。

○議長（金澤克仁君） 道路建設課長、榎根本嗣郎君。

○道路建設課長（榎根本嗣郎君） お答えいたします。交通量調査の実施日は、令和5年10月の12日木曜日の午前7時から、翌日の10月13日金曜日の午前7時まで、24時間で実施しております。結果についてでございますが、守谷市に向かう通行車両は、24時間で7,787台通過し、うち、バスや貨物自動車などの大型車は913台となりました。また取手駅方面へ向かう通行車両は24時間で7,550台が通過をし、うち719台が大型車となりました。合計では車両総台数が1万5,337台、うち大型車が1,632台で、1割以上を占めているという結果になりました。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 調査内容は分かりました。その上でどのような工事を行っていくのか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 道路建設課長、榎根本嗣郎君。

○道路建設課長（榎根本嗣郎君） お答えいたします。現在、詳細設計業務が完了いたしておりませんので、工法等についてはまだ決定されておりませんが、さきの答弁にもあったように、舗装状況の調査結果から、舗装の破損状況によりアスファルト舗装面、表層面のみならず、路床や路盤の改良などの対策工法が必要であると考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 今後のその整備を行うことによりどのような効果が期待できるのかお伺いします。

○議長（金澤克仁君） 道路建設課長、榎根本嗣郎君。

○道路建設課長（榎根本嗣郎君） お答えいたします。これまで、ふれあい道路沿線では通過車両による騒音や振動が発生し、近隣にお住まいの皆様には大変御迷惑をおかけしておりましたが、今回の整備により路面が平たんになることから、これまでの騒音や振動が大幅に軽減されることが期待されます。また路面のリニューアル化により、走行中にハンドルを取られることもなくなるほか、区画線を新たに引き直すことで、夜間運転時には、走行車両の車線の視認性の向上も図られ、一層の快適性と安全性の確保が図られるものと

考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 須田光雄君。

○3番（須田光雄君） 承知いたしました。打ち替えというところで、今調査の報告いただきまして、大型車もかなり通っている、そしてもう波打っている。調査も結果が出るわけでありまして、私もともとトラックの運転手させていただいておりまして、私たちの仲間ともよく話をさせていただくところでございますが、「取手市通るときにどこを通って行くの」という話になると、やはりふれあい道路を通る。それから戸頭に入りまして、コスモから、あそこの消防署のところに向かって走る、重量物を積んだトレーラーがよくそこを走っている。あとナオイオートから294まで、そこも走っているところで、かなり重い車がどんどん走っているというのは、もう分かっているところでございます、それも踏まえて、もう10年で波打ってひび割れにならないようなしっかりとした工法を選択していただいて、それで重量物を運んだトラックとかも戸頭内を横に走ったりしておりますので、そこも、戸頭地内のこの道路もかなり老朽化が進んでおりますので、しっかりと今後、私も今期で最後の一般質問になりますのでしっかりと今後も注視してまいりたいと思うところでございますが、そこはしっかりと考えていただいて考慮して進めていただければと思っております。で、294、ふれあい道路も、僕もそうなんですけども、一般の人たちもちろんそうなんですけど、例えば救急隊の搬送とか、そういうのもガタガタしてると、やっぱり影響がもちろん出てきますし、しっかりと計算して造っていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、須田光雄君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します

午後 1時31分散会